

基準 7 管理運営（大学の管理運営体制、設置者との関係、設置者の管理運営体制等）

【7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。】

（1）7-1の事実の説明（現状）

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

法人全体の管理運営は、「学校法人樟蔭学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）及び関連の諸規程に基づいている。

教学についての管理運営は、「大阪樟蔭女子大学大学院学則」、「大阪樟蔭女子大学学則」及び関連諸規程に基づいている。

事務局の管理運営は、「学校法人樟蔭学園事務組織規程」及び関連諸規程に基づいている。

管理運営のための組織は「学校法人樟蔭学園組織構成図」（資料 6-1-①-1）に示す。

理事会は、「寄附行為」第 17 条 2 項で規定するとおり、本法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する。理事会は 8 月、9 月を除く毎月開催されている。

主な審議事項を（資料 7-1-①-1）に、最近の開催状況を（資料 7-1-①-2）に示す。

評議員会については、「寄附行為」において、理事長は予め評議員会に「寄附行為」第 22 条に示す、(1)予算、借入金及び、基本財産等の処分に関する事項、(2)事業計画、(3)寄附行為の変更、(4)合併、(5)解散、(6)収益事業に関する重要事項、(7)その他理事会において必要と認めるもの、以上の事項について意見を聞かなければならないと規定されている。評議員会は年 2 回開催されている。最近の開催状況を（資料 7-1-①-3）に示す。

〈資料 7-1-①-1〉 理事会における主な審議事項

1. 予算・決算
2. 長期の借入金
3. 基本財産の取得・処分
4. 合併及び解散
5. 寄付金募集
6. 寄附行為の変更
7. 学部・学科の設置または廃止
8. 授業料の改訂
9. 学則変更
10. 事業計画
11. 各種規程の制定・改正
12. 資産運用状況報告の承認

大阪樟蔭女子大学

〈資料7-1-①-2〉 最近の理事会の開催状況

開催日の状況		開催	出席者数	監事出席	議事内容
定員	現員				
理事 6～9 監事 2	8	H20.3.31①	7	○	平成19年度第2回変更予算、平成20年度当初予算、平成20年度事業計画、役員一部改選、規定制定・改正、学則変更、資産運用状況報告
	8	同②	7	○	平成19年度第2回変更予算、平成20年度当初予算、平成20年度事業計画、役員改選 承認
	8	H20.4.17	7	○	平成20年度事業計画（修正）、大学・短大改組、資産運用状況報告
	8	H20.4.26	6	○	大学・短大改組に伴う学則改正
	8	H20.5.30①	6	○	平成19年度決算報告、平成19年度事業実績報告、平成20年度第1回変更予算案、資産運用状況報告、その他報告事項（改組届出、寄付募集）
	8	同②	6	○	平成19年度決算報告承認、平成19年度事業実績報告承認、平成20年度第1回変更予算案承認
	8	H20.6.19	6	○	平成20年度経営改善計画書提出及び法人財務の改善、資産運用状況報告
	8	H20.7.3	7	○	平成20年度定員割れ改善促進特別支援経費の経営改善計画書提出及び法人財務の改善
	8	H20.7.17	6	○	奨学金、授業料減免等、改組等、平成21年度採用計画、資産運用状況報告
	8	H20.10.16①	6	○	中学・高校・幼稚園授業料改定・学生等納付金規則の改正、大学改組、専任教員の採用等、平成21年度予算、寄附募集、資産運用状況報告
	8	同②	6	○	中学・高校・幼稚園授業料改定・学生等納付金規則の改正
	8	H20.11.20	6	○	大学第4次改組、中高校長就任・理事就任、大学教員任用規則改正、資産運用状況報告
	8	H20.12.18	7	○	大学第4次改組・専攻名称変更、平成21年度中高納付金、平成22年度大学・短大納付金等、所有地交換、資産運用状況報告
	8	H21.1.15	6	○	事務職員人事委員会規程制定、資産運用状況報告、その他報告事項（入試出願状況他）
	8	H21.2.19	6	○	平成21年度予算、平成21年度人事、大学改組、規程改正、資産運用状況報告、その他報告
	8	H21.3.31①	6	○	平成20年度第2回変更予算、平成21年度事業計画、平成21年度当初予算、理事・評議員一部改選、校地変更、寄附行為一部改正、大学・短大規程の制定・改正、学則変更、理事等手当規程改正、資産運用状況報告
	8	同②	6	○	平成20年度第2回変更予算承認、平成21年度事業計画承認、平成21年度当初予算承認、所有地等価交換、校地変更、寄附行為一部改正承認

〈資料 7-1-①-3〉 最近の評議員会の開催状況

開催日の状況		開催	出席者数	議事内容
定員	現員			
24～30	25	H20.3.31	19	平成19年度第2回変更予算、平成20年度当初予算、平成20年度事業計画、理事・監事・評議員の改選
	25	H20.5.30	16	平成19年度決算、平成19年度事業実績報告、平成20年度第1回変更予算、学生・生徒納付金
	25	H20.10.16	20	中・高・幼稚園授業料改定・学生等納付金規則の改正
	25	H21.3.31	20	平成20年度第2回変更予算、平成21年度事業計画及び当初予算、理事・評議員一部改選、所有地交換、校地変更、学生等納付金規則、寄附行為の一部改正

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

本法人の役員の選任については「寄附行為」第7条から第8条に規定され、理事6人以上9人以内、監事2人となっている。理事長は理事の中から選任される。

評議員会については、「寄附行為」第24条に規定され、24人以上30人以内で組織される。理事会の定員および実員に対する評議員会の実員の比率は適切である。

大学の役職者のうち、教務、学生、入試の各部長、キャリアセンター、図書館、教育開発機構の長は「部長・館長選任規程」に基づいて選出され、学長が委嘱する。学長、副学長、研究科長、学部長は、各々の選考・選任規程により、理事長が任命する。

(2) 7-1の自己評価

本法人及び大阪樟蔭女子大学は、建学の精神に基づいた運営が行われるよう、寄附行為をはじめ諸規程に基づき必要な組織が整備され、その管理運用体制は適切であると評価できる。その組織の構成員である役員や評議員、各組織の長やその構成員についても規程に則り選任されている。

(3) 7-1の改善・向上方策（将来計画）

本学園の管理運営の全般にわたり、意思決定から実行に至るまで、民主的な運営が行われていると考える。当面、現行の管理運営体制及び教学組織の維持を基本とするが、今後、更なる改善と経営の透明性の確保をめざし、たゆまず点検と見直しを推進していく。それにむけて、全学での当事者意識の確立と組織内での個々人の責任範囲の明確化につとめる。

【7－2．管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。】

（1）7－2の事実の説明（現状）

7－2－① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

本学では教育、運営全般にわたる学長の役割を明確化し、リーダーシップを強化するため、各キャンパスに副学長を置き、平成20年4月、学長直属の学内横断的組織として学長室を設置した。学長室は大学所属の理事会構成員（学長、副学長2名、事務局長）、法人事務局長(理事)および事務職員により構成される。これにより、大学と法人を含む学園全体の情報収集・発信が一元化され、迅速な意志決定と遂行が図られることとなった。

大学における検討事項は学長室、部館長会、大学協議会（学長を始め副学長、学部長、部館長、学科長その他関係職員により構成）、学科会議、各学部教授会の流れで適切に審議しており、大学全体の議決事項は大学協議会、学部の審議事項は教授会で最終的に決定している。なお、規程制定等新規の案件は、大学協議会、教授会の両方で審議決定している。

大学協議会の決定事項、報告事項は、各学科長によりそれぞれの学科に報告、説明がなされ、十分な意思疎通と検討が図られた後、教授会で審議、報告が行われる。審議事項の決定が小阪、関屋キャンパスの教授会において異なるものとなった場合は、大学協議会の決議を最終決定として業務の停滞をきたさないよう適切に運営している。

予算の作成にあたっては、理事会が、当該年度及び中長期の事業計画に基づき、財務状況や施設設備の現状などを十分考慮した学園全体の今後の方針及び重要計画等を示し、予算編成方針を明らかにする。それに従って大学では、各部署で概算要求を作成し、大学事務局において予算要求書を取りまとめ法人事務局に提出する。法人事務局は、その予算要求書について精査し、必要ある場合は大学事務局との調整を行い、予算書の原案を作成し理事長に提出する。理事長は、予め評議員会に諮り、理事会において予算を決定する。

一方、決算については、法人事務局において収支とりまとめの上決算案を作成し、理事長に提出され、予め評議員会に諮り、理事会において確定する。

（2）7－2の自己評価

理事長は職務として経営責任を負っており、学長は教学の責任を委譲され、教育・研究に係る運営統括責任を担い、管理部門と教学部門の機能の分担を明らかにしている。学長、副学長、大学事務局長は、理事会構成員として法人の意思決定に参画しており、理事会は大学の意思を尊重しつつ大学の円滑な運営を旨として意思決定を行う。さらに、これらの統合、調整を図るために学長室が設置され、有効に機能している。特記事項に記載した種々の新しい全学的な取り組みは、この学長室の主導によって計画され、実現を見た成果であるといえる。

このように管理部門と教学部門は適切な連携を保っていると評価できる。

（3）7－2の改善・向上方策（将来計画）

現在の管理部門と教学部門の関係については、特段問題がなく機能していると考えられる。今後も継続して教学運営の組織の充実を図り、法人組織との適切な連携に努めていく。

【7-3. 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究を始め大学運営の改善・向上につなげるしくみが構築されていること。】

(1) 7-3の事実の説明（現状）

7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

平成 3(1991) 年、大学審議会による「大学教育の改善について（答申）」により、大学自らの責任において教育研究の不断の改善を促すため、自己点検・評価システムが導入された。また、「大学設置基準」の弾力化に伴い、各大学では独自の改革が進められ、本学においても、その教育・研究の質を保証するための自己点検・評価活動を行ってきた。

本学では、平成 11(1999)年度に最初の「自己点検・評価報告書」を発行した。さらに平成 13(2001)年度に「自己点検・評価委員会規程」を定め、自己点検・評価委員会を設置して体制を整備し、同年及び平成 17(2005)年に「教育・研究者総覧」を発行した。

平成 14(2002)年 3 月、私立大学についても認証された機関による第三者評価が義務付けられることになった。本学ではその準備を進めるにあたり、平成 14(2002)年度から 3 回にわたり「大学改革シンポジウム」を開催し、意識改革に努めた。その経過をふまえ、改めて問題点の洗い出し、現状再認識を行い、改善方策を策定すべく、平成 15(2003)年度に第 2 回目の自己点検・評価を行い、自己点検・評価報告書を作成・公表している。この報告書は網羅的で大部となったため、平成 16(2004)年に要約版が作成され、広く公開された。

自己点検・評価委員会による点検・評価は引き続き平成 20(2008)年度に実施され、認証評価に関わる当自己評価報告書はこの点検・評価活動に基づいて作成されたものである。

平成 21(2009)年に日本高等教育評価機構の認証評価を受審するにあたり、学内体制の整備と自己評価報告書の作成を目的とし、平成 19(2007)年に認証評価会議を設置した。同会議は自己評価担当者(LO)を長とし、副学長、事務局長、事務部長を主な構成員として随時開催される。受審後はその成果を大学運営に反映し、持続的な点検評価と改善・向上につなげる任を負うものである。

7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげるしくみが構築され、かつ適切に機能しているか。

自己点検作業が単なる作業に終わってはならない、との認識に基づいて、平成 15(2003)年度の自己点検評価報告書に示された問題点と短期的・中期的改善目標について、その改善・進捗状況を確認するシステムが構築された。平成 16(2004)年 2 月学長、部館長、事務局長、自己点検評価委員会構成員を中心に「学内評価委員会」が組織され、検証作業に取り組んだ。この結果は管理部門、教学部門の各組織を通じて大学運営に広く反映されており、これ以後に実施された改組転換等、重要な改革の方向性を定める役割を果たしている。

平成 16(2004)年以降、この検証作業は自己点検・評価委員会に引き継がれ、2 年に 1 度の割合で実施し、その結果を部館長会、大学協議会で報告している。

7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

平成 15(2003)年度に実施した「自己点検・評価報告書」は、他大学や関係各方面に送付、公表し、学内では教職員全員に配布し、大学の教育活動の改善と水準向上のために役立っている。また、事務局、図書館等に配置し、自由に閲覧できる。

(2) 7-3 の自己評価

本学では早い時点から自己点検評価活動に取り組み、平成 11(1999)年度に最初の「自己点検・評価報告書」を発行し、効果的な自己点検・評価体制の整備に努めた。平成 15(2003)年度の「自己点検・評価報告書」では詳細な自己点検・評価活動を行い、各部署における課題等の洗い出し、現状の再認識に寄与することができた。平成 20(2008)年度の自己点検・評価活動は、平成 21(2009)年度の認証評価につながるものとなり、学内における自己点検・評価の重要性についての認識を高め、自己点検・評価活動の一層の進展にも大きく貢献していくものと考えている。

また、それぞれの報告書に示された改善目標の進捗状況を常に検証し、更なる向上へつなげていくシステムの構築についても積極的に取り組み、具体的な成果を上げていると評価できる。

(3) 7-3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価委員会では、認証評価に向けた活動をふまえ、点検・評価の体制・方法についてさらなる整備を図る。認証評価会議は認証評価の結果を大学運営に反映させるべく業務を継続する。自己点検・評価結果の公表については、今後電子媒体の活用を重点を置き、公表や管理の整備に努める。

【基準 7 の自己評価】

大学の管理運営体制は理事会、評議員会を中心に適切に整備され、大学の使命、目的の達成のために有効に機能している。

管理部門と教学部門の役割分担は制度上、運営上明確であり、意思の疎通、連携も的確に行われていると評価できる。

自己点検・評価活動は積極的に実施されており、自己点検・評価報告書を広く学内外に配布、公表している。指摘された問題点の改善、示された目標の達成状況などの検証作業も組織的・定期的に実施され、各組織において大学運営に反映され、実績を上げている。

【基準 7 の改善・向上方策（将来計画）】

管理部門と教学部門の体制については、建学の精神の下、学内外の変化に柔軟に対応すべく、今後も問題点を見極め改善策や向上策を講じていく。

自己点検・評価の体制については、認証評価に向けた活動を契機として、点検評価の方法等について整備を図るとともに継続的に検討と改善を進めていく。併せて、自己点検・評価結果の公表について、電子媒体の活用を重点に方法の整備に努めていく。